

年末における犯罪 及び事故の防止 ～犯罪や事故のない年末～

年末は、空き巣や車上ねらい、タイヤ盗などの道民生活に身近な犯罪の多発が予想されます。

安全で安心な年末を送り、希望に満ちた新年を迎えるため、次のことに気をつけて犯罪被害や事故に遭わないようにしましょう。

- 家を留守にするときは、必ず戸締りをしましょう。すぐ戻るといふ気持ちが危険です。
- 自動車内には物を置かないようにしましょう。また、自動車から離れるときは、必ずエンジンを抜いてドアロックをしましょう。
- タイヤは鍵のかかる車庫や物置などに保管しましょう。

緊急通報は「110番」、 相談電話は「#9110」に!

110番は、事件・事故などが発生した場合に、警察へ緊急通報をするための電話です。

110番に出た警察官が、事件・事故の内容に基づいて必要な事項を質問しますので、慌てず落ち着いて正しく答えてください。

携帯電話で110番する場合、移動していると通話が途切れることがありますし、車を運転しながらの通報では法令違反となります。必ず安全な場所に停止して通報してください。

急を要しない相談や照会などは、警察相談電話#9110又は最寄りの警察署、交番・駐在所へお問い合わせください。

皆様の110番の正しい利用をお願いします。

天塩警察署 電話2-2110

幌延警察官駐在所 電話5-1002

飲酒運転の根絶 ～飲みません 断る勇気 誘わぬ礼儀～

◆飲酒運転の根絶!

飲酒運転は絶対にしない、させない。

◆飲酒運転には厳しい処分が!

○酒酔い運転

- ・違反点数35点…免許取消(3年)
- ・5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

○酒気帯び運転(呼気中アルコール濃度0.25mg/ℓ以上)

- ・違反点数25点…免許取消(2年)
- ・3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

○酒気帯び運転(呼気中アルコール濃度0.15mg/ℓ以上0.25mg/ℓ未満)

- ・違反点数13点…免許停止(90日)
- ・3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

◆お酒に強い・弱いに関係なくアルコールによる影響が!

○脳への影響

- ・注意力の低下 → ・発見の遅れ
- ・情報処理能力低下 → ・反応の遅れ
- ・判断力の低下 → ・操作の遅れ

※死亡事故率8.7倍(飲酒なしと比較した場合)

◆「ハンドルキーパー運動」ご協力を

○ハンドルキーパーとは、自動車仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人(ハンドルキーパー)を決め、その人が仲間を自宅まで送り届ける運動です。

戦後強制抑留者の 皆様へ

シベリア戦後強制抑留者に対する、特別給付金を支給しています。

・対象者は、**旧ソ連邦又はモンゴル国の地域における戦後強制抑留者で、平成22年6月16日に日本国籍を有するご存命の方です。**(特別措置法施行日(平成22年6月16日)以降に亡くなられた方の相続人は請求できますが、施行日前に亡くなられた方のご遺族等は対象となっておりません。)

・**請求受付期間は、平成24年3月31日です。**まだ請求をされていない方はお急ぎください。請求期間内に特別給付金の支給を請求しなかった場合には、支給されません。

・**請求書をお持ちでない方は、当基金から請求書類をお送りしますので、支給、当基金にお電話ください。**

※既に特別給付金を支給された方は、再度の請求は出来ません。

ご連絡・お問い合わせ先

独立行政法人平和祈念事業特別基金
事業部特別給付金認定担当

電話0570-059-204(ナビダイヤル)
(IP電話、PHSからは03-5860-2748)

受付時間は

平日の9:00～18:00です。

戦傷病者等の妻の方へ

次の戦傷病者等の妻の方に、特別給付金が支給されます。

■平成15年4月2日以降に戦傷病者等と婚姻された妻、または同日以降に後重傷により第5款症以上の戦傷病者等となられた方の妻であって、平成23年4月1日において戦傷病者等である夫が第5款症以上の追加恩給等をうけていた方(額面15万円(軽傷者は半額)、5年償還の国債)

■「第十八回特別給付金」または「第二十回特別給付金」の受給権を取得した妻であって、戦傷病者等である夫が平成15年4月1日から平成18年9月30日までの間に公務傷病以外の原因により死亡された方(額面5万円、5年償還の国債)

○請求期間は、平成23年10月1日から平成26年9月30日までです。

請求期間を過ぎると手続きが行えなくなりますので、手続きはお早めに!

○請求手続きなど、詳しい内容については

町民課保健福祉グループ 電話5-1115又は北海道の援護担当課まで。